



栃木県公報

平成31(2019)年
3月5日(火)
第3069号

目 次

規 則

○栃木県内水面漁業調整規則の一部改正..... 153

告 示

- 認定こども園の認定の要件を定める条例別表の4の項の知事が別に定める基準並びに同表5の項及び6の項の知事が別に定める事項の一部改正..... 154
- 救急医療機関の指定の取消し..... 154
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 155
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 155
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定相談支援の事業の廃止..... 155
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 156
- 都市計画の変更及び図書の縦覧..... 156

公 告

- とちぎ健康づくりセンターの利用料金の承認..... 156
- 開発行為の工事完了..... 158
- 都市計画事業の施行..... 158
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 159

人事委員会

- 給料の特別調整額に関する規則の一部改正..... 159
- 平成31（2019）年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験並びに栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔保健師〕の実施..... 160

規 則

栃木県規則第二号

栃木県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

栃木県内水面漁業調整規則（昭和四十七年栃木県規則第五十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(禁止期間)		(禁止期間)	
第二十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物（卵を含む。）は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。		第二十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物（卵を含む。）は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。	
水産動物名	禁 止 期 間	水産動物名	禁 止 期 間
あ ゆ	三月一日から五月十四日まで	あ ゆ	三月一日から五月三十一日まで

	(那珂川及びその支流(茨城県との境界から上流の区域)における場合に限り三月一日から五月三十一日まで)		で(思川(壬生町七ツ石地先桑原用水堰から下流の区域)における場合に限り三月一日から五月十四日まで)
略		略	
2 略		2 略	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農村振興課)

告 示

栃木県告示第九十三号

認定こども園の認定の要件を定める条例別表の4の項の知事が別に定める基準並びに同表5の項及び6の項の知事が別に定める事項(平成十八年栃木県告示第八百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月五日

栃木県知事 福田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 (第1条関係)</p> <p>認定こども園における教育及び保育の内容は、<u>幼保連携型認定こども園教育・保育要領内閣府(平成29年文部科学省告示第1号)</u>を踏まえる厚生労働省とともに、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)並びに次に掲げる基準に基づくものであること。</p> <p>1～6 略</p>	<p>別表第1 (第1条関係)</p> <p>認定こども園における教育及び保育の内容は、<u>幼保連携型認定こども園教育・保育要領内閣府(平成26年文部科学省告示第1号)</u>を踏まえる厚生労働省とともに、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)並びに次に掲げる基準に基づくものであること。</p> <p>1～6 略</p>

(ハコメ政策課)

栃木県告示第94号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により、救急病院でなくなったことを告示する。

平成31 (2019) 年 3 月 5 日

栃木県知事 福田 富 一

名 称	所 在 地
日本赤十字社 芳賀赤十字病院	真岡市台町2461

(医療政策課)

栃木県告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年3月5日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200765	多機能型事業所 B-BUDDIES	足利市大町 517-1	株式会社ライフ ケア倶楽部	足利市助戸 1-727-2	平成 31 (2019)年 2月1日	生活介護 就労継続支 援B型
0910400449	指定就労継続支 援B型事業所 かぜファーム	佐野市新吉水 町429	特定非営利活動 法人旋風	佐野市石塚町 415	平成 31 (2019)年 2月1日	就労継続支 援B型
0911300606	介護センターこ ころ	那須塩原市宮 町4-30	こころ株式会社	那須塩原市宮 町4-30	平成 31 (2019)年 2月1日	居宅介護 重度訪問介 護
0920200193	プラザ・サン	足利市福居町 1244-2	一般社団法人 NEXT-SPRING 足利	足利市福居町 1244-2	平成 31 (2019)年 2月1日	共同生活援 助

栃木県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年3月5日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200542	こはく苑 訪問 介護事業所	足利市堀込町 2006-1	社会福祉法人る りこう会	足利市堀込町 2006-1	平成 30 (2018)年 11月30日	居宅介護 重度訪問介 護
0910500073	日向希望の家	鹿沼市酒野谷 1166	社会福祉法人希 望の家	鹿沼市武子 1566	平成 31 (2019)年 1月26日	就労移行支 援

栃木県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年3月5日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
0931300040	栃木県北地区手話通訳派遣協会相談支援事業所	那須塩原市上厚崎431-17	特定非営利活動法人栃木県北地区手話通訳派遣協会	那須塩原市上厚崎431-17	平成31(2019)年2月1日

(障害福祉課)

栃木県告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成31（2019）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
清原南部土地改良区	清原南部地区土地改良（維持管理）事業	平成31（2019）年2月22日

(農地整備課)

栃木県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成31（2019）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画道路1・5・1号大谷スマートインターチェンジ上り線、1・5・2号大谷スマートインターチェンジ下り線及び3・2・101号大通り
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
宇都宮市宝木町2丁目及び駒生町の各一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課

(都市計画課)

公 告

○とちぎ健康づくりセンターの利用料金の承認

とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例（平成8年栃木県条例第30号。以下「条例」という。）第14条第3項後段の規定により平成31（2019）年4月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例施行規則（平成8年栃木県規則第59号）第15条の規定により公告する。

平成31（2019）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

- 1 プール、トレーニング室等の利用料金

施設	利用区分	利用料金（1人1回につき）

プール、トレーニング室及びランニングデッキ	利用時間が2時間までの場合	16歳以上の者	540円
		4歳以上16歳未満の者	270円
	利用時間が2時間を超える場合	16歳以上の者	540円に2時間を超える利用時間1時間までごとに270円を加算した額
		4歳以上16歳未満の者	270円に2時間を超える利用時間1時間までごとに130円を加算した額

備考 この表に掲げる施設を利用するに当たっては、利用料金5,500円に相当する5,000円のプリペイドカード及び利用料金11,500円に相当する10,000円のプリペイドカードを利用することができる。

2 エアロビクススタジオ、多目的運動フロア等の利用料金

施 設 区 分		利 用 料 金（1時間につき）
エアロビクススタジオ		870円
多目的運動フロア	全面	3,030円
	1／2面	1,520円
	1／3面	1,020円
	1／6面	540円
大会議室		1,730円
小会議室		970円
多目的フロアA	全面	1,190円
	2／3面	790円
	1／2面	590円
	1／3面	400円
多目的フロアB		210円
多目的フロアC		380円

備考 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の多目的フロアA、多目的フロアB及び多目的フロアCの利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

3 附属設備の利用料金

名 称	施 設 区 分	利 用 料 金
冷暖設備	多目的運動フロア	1時間につき 1,950円
暖房設備	多目的運動フロア	1時間につき 1,300円
持込器具電源利用料	多目的フロア	500ワット1日につき 210円

備考

1 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の多目的フロアに係る附属設備の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

2 この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500ワットごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量に500ワット未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

4 講習等の受講又は体力測定の実施に係る利用料金

区 分	利 用 料 金 (1 人 1 回 に つ き)	
講習	16歳以上の者	540円
	4 歳以上16歳未満の者	270円
講座		1,080円
体力測定		1,080円

備考 条例第3条に規定する講習を受けた者が講座を受講する場合の利用料金の額は、1人1回につき540円とする。

(保健福祉課)

○開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 3 月 5 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上三川字笹塚原4093番4	河内郡上三川町しらさぎ三丁目7番地14ラフフィナートレジデンスA棟202号	高 橋 有 香 高 橋 正 稔
【第3工区】 河内郡上三川町大字三村字館野原191番、191番3、194番、大字上三川字館野原3717番1、3717番5 【第4工区】 河内郡上三川町大字三村字館野原194番、199番、199番2、大字上三川字館野原3725番、3725番2、3725番3、3735番、3736番1、3736番3、3738番1、3739番1、3753番1、3753番2、3753番4、3753番5、3753番6、3753番7、3756番1、3765番1、3765番2、3765番5、3765番6、3767番1、3767番2、3767番4	東京都中央区日本橋三丁目12番2号	東プレ株式会社
下都賀郡野木町大字佐川野字西原1785番1、1786番、1787番1、1787番2、1787番3、1787番10、1788番1、1788番2、1788番3、1788番10 (開発行為に関する工事) 下都賀郡野木町大字佐川野字西原1787番8の一部、1787番11の一部、1788番7の一部、1788番8の一部、1788番9の一部	下都賀郡野木町大字佐川野1785番地1	社会福祉法人延寿会

(都市計画課)

○都市計画事業の施行

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成31（2019）年3月5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
矢板都市計画道路事業3・4・8号片岡西通り
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事業所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成15年関東地方整備局告示第17号、平成20年関東地方整備局告示第128号、平成25年関東地方整備局告示第146号及び平成30年関東地方整備局告示第74号の事業地のうち矢板市片岡字大谷津地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成31（2019）年3月5日

栃木県知事 福 田 富 一

変 更 年 月 日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏 名 又 は 名 称
平成30（2018）年 9月21日	足利市本城3-2008 ラフェスタ足利本城605	足利市本城3-2145 水道庁舎内	栃木県猟友会足利支部

(会計局会計管理課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第一号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月五日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第二条関係） 給料の特別調整額表				別表第一（第二条関係） 給料の特別調整額表			
組織の区分		職		組織の区分		職	
略				略			
警 察	本 部	略		警 察	本 部	略	
		航空隊長				航空隊長	
		略				略	

	取調べ監督室長 照会センター長 交通管制センター長 次長（警視及び課長相当職であるものに限る。） 副隊長（警視であるものに限る。） 管理官（広報管理官、地域指導管理官、刑事指導管理官）及び警衛警護管理官であるものを除く。） 指導官（警視であるもの限り、人身安全対策指導官、捜査指導官、知能特捜指導官、盗犯捜査指導官、特捜指導官及び鑑識指導官であるものを除く。） 対策官（警視であるもの限り、犯罪抑止対策官、組織犯罪対策官及び交通事故抑止対策官であるものを除く。） 聴聞官 意見聴取官 広域捜査官 教養官（警視であるものに限る。） 情報官（警視であるものに限る。） 取調べ調査官 取調べ監督官（警視であるものに限る。） 首席師範		
略	略	略	略

	取調べ監督室長 照会センター長 交通管制センター長 次長（警視及び課長相当職であるものに限る。） 副隊長（警視であるものに限る。） 管理官（広報管理官、地域指導管理官、 <u>適正</u> 捜査推進管理官及び警衛警護管理官であるものを除く。） 指導官（警視であるもの限り、人身安全対策指導官、捜査指導官、知能特捜指導官、盗犯捜査指導官、特捜指導官及び鑑識指導官であるものを除く。） 対策官（警視であるもの限り、犯罪抑止対策官、組織犯罪対策官及び交通事故抑止対策官であるものを除く。） 聴聞官 意見聴取官 広域捜査官 教養官（警視であるものに限る。） 情報官（警視であるものに限る。） 取調べ調査官 取調べ監督官（警視であるものに限る。） 首席師範		
略	略	略	略

附 則

この規則は、平成三十一年三月十一日から施行する。

○平成31（2019）年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験並びに栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔保健師〕の実施

平成31（2019）年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験並びに栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔保健師〕を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則

（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）第9条第1項の規定により公告する。

平成31（2019）年3月5日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

平成31（2019）年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験並びに栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔保健師〕を次のとおり行います。

1 試験区分、職種、採用予定人員等

試験区分	職 種	採用予定人員	主 な 勤 務 場 所
大学卒業程度	行 政	50名程度 （福祉型を含む。※）	知事部局・教育委員会事務局・企業局等の本庁各課、出先機関（県立学校を含む。） ※専門試験で福祉分野の問題を選択した場合（以下「福祉型」という。）：知事部局の保健福祉部を中心とした本庁各課（保健福祉課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課）、出先機関（児童相談所、健康福祉センター）等
	薬 剤 師	3名程度	薬務課、生活衛生課、健康福祉センター、保健環境センター、岡本台病院等
	化 学	5名程度	環境森林政策課、地球温暖化対策課、環境保全課、廃棄物対策課、環境森林事務所、環境管理事務所、産業技術センター等
	農 業	10名程度	農政部各課、農業振興事務所、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター等
	畜 産	3名程度	畜産振興課、農業振興事務所、畜産酪農研究センター等
	林 業	3名程度	環境森林政策課、自然環境課、林業木材産業課、森林整備課、環境森林事務所、森林管理事務所、林業センター等
	総 合 土 木	15名程度	県土整備部各課、土木事務所、公園事務所、下水道管理事務所、農政部各課、農業振興事務所、環境森林部各課、環境森林事務所等
	建 築	5名程度	都市計画課、建築課、住宅課、土木事務所等
	電 気	5名程度	電気課、水道課、水道事務所、今市発電管理事務所、産業技術センター、県央産業技術専門校、建築課、土木事務所等
	機 械	3名程度	計量検定所、産業技術センター、県央産業技術専門校、建築課、土木事務所、今市発電管理事務所等
	心 理	3名程度	児童相談所、精神保健福祉センター、那須学園、岡本台病院、障害者総合相談所等
	水 産	1～2名	農村振興課、水産試験場、農業振興事務所等
	警 察 行 政	9名程度	警察本部、警察署、運転免許センター、警察学校等
小中学校事務	15名程度	市町立小・中学校	
資格・免許職	保 健 師	5名程度	医療政策課、健康増進課、健康福祉センター、衛生福祉大学校、岡本台病院等

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

受験の申込みは、いずれか一つの職種に限ります。

申込受付後の職種の変更（「行政」の専門試験における〔福祉型〕の選択を含む。）は認めません。

4月14日（日）実施予定の栃木県職員（大学卒業程度）採用試験〔行政〕特別枠との併願が可能です。

「行政」については、栃木県職員（大学卒業程度）採用試験〔行政〕特別枠と試験内容が異なりますが、採用後の差異はありません。

「警察行政」及び「小中学校事務」については、専ら警察本部、市町立学校において、それぞれの業務に従事するものであり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

2 受験資格

(1) 年齢・免許資格等

試験区分	職 種	受 験 資 格
大学卒業程度	行政、総合土木	平成2 (1990) 年 4 月 2 日から平成10 (1998) 年 4 月 1 日までに生まれた人 (※)
	化学、農業、畜産、林業、建築、電気、機械、心理、水産、警察行政、小中学校事務	昭和62 (1987) 年 4 月 2 日から平成10 (1998) 年 4 月 1 日までに生まれた人 (※)
	薬剤師	昭和62 (1987) 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、薬剤師の免許取得者及び平成31 (2019) 年度の薬剤師国家試験で免許取得見込みの人
資格・免許職	保健師	昭和62 (1987) 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、保健師の免許取得者及び平成31 (2019) 年度の保健師国家試験で免許取得見込みの人

※の職種については、平成10 (1998) 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次の①又は②に該当する人も受験できます。

- ① 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成32 (2020) 年 3 月 31 日までに卒業見込みの人
- ② 栃木県人事委員会が①と同等の資格があると認める人

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない人（ただし、保健師については、日本国籍を有しない人も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 栃木県職員として（小中学校事務職員にあっては、栃木県教育委員会により）懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合格者発表※	
第一次試験	6月23日 (日)		宇都宮大学 峰キャンパス 宇都宮市峰町350 ※必ず正門から入構してください。	第1次合格者は、7月2日 (火) (予定) に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知しません。	
		右記以外の各職種			小中学校事務
	受付	8:15 ~ 8:45			8:15 ~ 8:45
	説明	8:55 ~ 9:30			8:55 ~ 9:30
	教養試験	9:30 ~ 11:30			9:30 ~ 11:30
		12:35 ~ 14:35			
第二次試験	論文試験	15:00 ~ 16:30	12:35 ~ 14:05		
大学卒業程度	口述試験 I 適性検査	7月10日 (水) ~ 7月18日 (木) のいずれか指定する1日 (土・日・祝日含む) 【同日実施】		最終合格者は、8月9日 (金) (予定) に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、	
	口述試験 II	7月22日 (月) ~ 7月31日 (水) の			

験 度		いずれか指定する1日(土・日含む)	県庁研修館	第2次試験受験者に 可否を通知します。
	資格・ 免許職	口述試験Ⅱ 適性検査	7月10日(水)～7月18日(木)の いずれか指定する1日(土・日・祝 日含む)【同日実施】	

※合格者の受験番号は、栃木県人事委員会PC版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及び栃木県人事委員会モバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目	配点	内容(出題分野等は別表参照)
第 一 次 試 験	教養試験	50点 (小中学校 事務は 100点)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、選択解答制による択一式の筆記試験を全職種に共通して行います(50題出題、20題必須解答、残り30題中20題選択解答、合計40題解答)。
	専門試験 (小中学校事務を除く)	50点	各職種に応じた専門的知識及び能力について、択一式の筆記試験を行います(40題出題。ただし、行政、総合土木及び警察行政については、選択解答制(50題出題、40題選択解答)、行政の専門試験〔福祉型〕を選択した場合は、選択解答制(福祉及び法律・経済の2分野から各25題出題、各20題選択解答)により試験を行います)。
第 二 次 試 験	論文試験	50点	公務員として必要な表現力、論理性等について、記述式による試験を行います。(90分:1,100字程度) 論文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次合格者の論文についてのみ採点します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を不合格とします。
	口述試験Ⅰ (保健師を除く)	110点	あらかじめ提示した課題について受験者1名当たり3分程度(1グループ4名程度)で企画提案をした後、受験者間等で質疑応答などを行う集団面接を行います。(約40分)
	口述試験Ⅱ	240点 (保健師は 350点)	主として人物について、個別面接試験を行います。(約30分)
	適性検査	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
資 格 調 査		-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

各試験区分・試験職種ごとに合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。従って、合計得点及び順位が上位であっても、不合格となる場合があります。

5 採用

最終合格者は、平成32(2020)年4月1日採用予定です。

薬剤師又は保健師の免許取得見込みの人は、受験資格に定める期日までに当該免許を取得できない場合は、採用されません。

6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給（給料）が決定されます。現行の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は次のとおりです。なお、上位の学歴又は一定の職歴等を有する人には、下記金額にその経歴に応じて所定の金額が加算されます。

（平成31（2019）年3月1日現在）

区 分	本 給	主 と し て 関 係 す る 職 種
行政職給料表適用者	187,200円	事務系職種及び下記を除く技術系職種
研究職給料表適用者	203,900円	指定された試験場、研究所等に勤務し、試験研究業務又は調査研究業務に従事する技術系職種
医療職給料表（2）適用者	212,000円	薬剤師（大学6卒）
医療職給料表（3）適用者	216,400円	保健師（大学4卒）

このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は3.5%）、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

7 受験手続

申込方法によって受付終了時刻が異なるので注意してください。

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

○ インターネット（電子申請）による場合

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html) ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かない時は、申込みがされていないので速やかに当事務局（TEL028-623-3313）まで電話でお問い合わせください。
受付期間 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・4月26日（金）8時30分～5月17日（金）17時15分（受信有効） ・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。 ・電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
受験票の 作成	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。）） ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。 ・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。

○ 郵送による場合（上記インターネットによる申込みができない場合）

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「受験案内・申込書」から様式をプリントアウトしてください。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html) ・所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送してください。 栃木県人事委員会事務局 電話 028-623-3313 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20（県庁南館1階） ・A4サイズの用紙に印刷後、受験票を切り離して郵便はがき（62円）の裏面に貼り、表面には送付先の住所及び氏名を明記してください。 ・申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。
------	---

	<p>・受験票は申込書の封筒に同封し、封筒の表に「〇〇試験申込」(〇〇には受験する職種を記入)と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。</p> <p>・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。(いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。)</p> <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。</p>
受付期間	4月26日(金)～5月17日(金)(消印有効)
受験票の作成	<p>・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。</p> <p>・受験票が返送されたら写真を貼って、第1次試験当日に持参してください。</p>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。第1次試験において、教養試験を受験しても専門試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。なお、論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を不合格とします。)

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

試験種目及び職種	出題分野
教養試験 全職種	<p>必須解答：文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈</p> <p>選択解答：社会科学、人文科学、自然科学</p>
専門試験 行政	<p>政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経済原論、経済政策、経済史、財政学、社会政策、国際関係、経営学</p> <p>*〔福祉型〕を選択した場合 福祉分野：社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、社会調査 法律・経済分野：行政学、憲法、行政法、民法、刑法、経済学、財政学、社会政策</p>
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経済原論、経済政策、経済史、財政学、社会政策、国際関係、経営学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生化学、薬理学、薬剤学、病態・薬物治療学、薬事法規・制度
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般、砂防工学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、土壌物理、測量、材料・施工、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物

建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
心 理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
論 文 試 験	平成30 (2018) 年度課題： ・災害に強いまちづくりについて（職種：行政、警察行政、小中学校事務） ・自治体における SNS の活用について（職種：行政、警察行政、小中学校事務以外）
口 述 試 験 I	平成30 (2018) 年度課題： 栃木県のイメージアップを推進する取組について（全職種） ※平成30 (2018) 年度は個別面接で実施

※ 試験問題（教養試験及び専門試験）の一部例題を公表しています。例題の数は、教養試験が各3題専門試験が各2題又は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁本館2階）において閲覧できます。